

～ 野洲川河川公園をご利用の方へ ～

野洲市が4月1日より「公共施設予約システム」を導入することが決定しています。
これまでと「変わらない点」やシステム導入により「変わる点」をお知らせいたします。

【変わらない点】

申請受付開始日

- ・「市内団体（または個人）」は利用日の属する月の2カ月前の第1土曜日
- ・「市外団体（または個人）」利用日の属する月の2カ月前の第2土曜日
(上記の各土曜日が年始休園日にかかる場合は翌週に延期)

★窓口でもこれまで通り、申請・支払いを行う事ができます。

★大会予備日の「仮申請」は今まで通りに窓口でのみ受け付け。(オンラインでは不可)

【変わる点】

- ①「公共施設予約システム」登録を行った団体・個人は所有のスマホやPCで仮予約を行う事ができるようになります。(専用アプリではありません)

【仮予約後は当日含む8日(中7日)経つまでに河川公園事務所の窓口で本申請・支払を行わなければ自動的に取消されます。(例:1日仮予約なら8日が窓口申請・支払期限)】

※施設空き状況の確認だけなら、下記サイトからシステムの予約状況を確認できます。

(<https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/gyozaisei/gyoukaku/1706660128153.html>)

- ②申請受付開始日の受付時間(窓口・システム)について

- ・システムの受付開始時間は7時30分からログインできます。
- ・窓口での受付開始時間は8時から(窓口前に並んでも受付開始時間に変更はありません)

申請可能な枠数には制限があり、団体規模によって制限枠数が異なります。

- ・小規模団体 [1～7名] または個人…12枠
- ・中規模団体 [8～15名] …24枠
- ・大規模団体 [16名以上] …32枠

ただし、枠数制限は申請受付開始日限定で、翌日(2カ月前の第1土曜日、2カ月前の第2土曜日)には制限が解除されます。

【原則的に利用者(団体・個人)は登録時(または施設利用時)に名簿を提出し、利用者の居住地・勤務地を明らかにする必要があります。従来は代表者住所で(市内・市外)料金判断を行っていましたが、メンバーが野洲市在住・在勤・在学、または栗東・守山・草津在住の方の割合が半数以上で市内料金、それ以外の市の方の割合が半数以上の場合は市外料金となります。また申請受付開始日についても野洲市在住・在勤・在学者の数を以外の者が上回る場合は「市外団体」の申請受付開始日となります。】

【その他】

- ★「公共施設予約システム」で仮申請できる期間は2カ月前の第1、2土曜日以降、利用日の14日前まで。13日前～利用当日の申請は直接窓口での本申請受付のみとなります。

オンライン申請可
～14日前

オンライン申請不可
13日前～

利用日

- ★令和6年度(2024年4月1日)からは施設不良やキャンセルの振替分の消化有効期間が伸びます。有効期限は当年度～次年度中になります。

(例:令和6年度分の振替期限は令和6年利用日～令和8年3月31日)

令和5年以前分の振替有効期間は令和6年度中(～令和7年3月31日)になります。